

福生市子ども・子育て審議会について

1 福生市子ども・子育て審議会

(1) 概要

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市が実施する子育て施策や、施策の実施状況を調査・審議する機関として、平成 25 年 8 月に設置された。

(2) 根拠法令

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項

(3) 委員の構成

委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した 14 人以内とする。

学識経験者（1 人）、保育関係者（1 人）、教育関係者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）、事業主を代表する者（1 人）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（2 人）、子どもの保護者（3 人以内）、公募による市民（2 人以内）

(4) 所掌事項

- ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- ウ 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- オ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関すること。

2 子ども・子育て支援事業計画及びこども計画

	子ども・子育て支援事業計画	こども計画
根拠法令	子ども・子育て支援法第 61 条	こども基本法第 10 条第 2 項
計画策定の義務	義務	努力義務
計画期間	5 年 【第 1 期】 平成 27 年度～令和元年度 【第 2 期】 令和 2 年度～令和 6 年度	5 年 (令和 7 年度～令和 11 年度)
一体的に作成した計画	-	①子ども・若者計画 ②こどもの貧困の解消に向けた対策計画 ③次世代育成支援行動計画 ④子ども・子育て支援事業計画

3 会議の開催回数

年2回程度

(委員改選年度や計画策定年度等は年3回～6回程度)

<令和7年度の開催日程> 第1回 令和7年7月2日

第2回 令和7年11月5日

第3回 令和8年2月中旬頃(予定)

【参考】福生市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律に基づく施策に関する事。

(組織)

第3条 審議会の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 保育関係者 1人
- (3) 教育関係者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人
- (5) 事業主を代表する者 1人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2人
- (7) 子どもの保護者 3人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。